

別紙1

種子生産の省力技術確立支援の概要

第1 事業の内容

1 事業実施主体

事業に取り組む主体（以下「事業実施主体」という。）は、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかの団体であること

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 農業者の組織する団体

エ コンソーシアム

オ 公益社団法人

カ 公益財団法人

キ 一般社団法人

ク 一般財団法人

ケ 独立行政法人

コ 地方農政局長等が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること

(3) 代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること。

(4) (1) のウの者については、以下に掲げる者をいう。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。以下同じ。）の組織する団体。

(5) (1) のエの者については、以下のアからウまでに定める基準を見たすこと。

ア 農業者を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業にかかる事務手続きが適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続きが実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) (1) のウ及びエの者については、受益農業従事者（原則年間150日以上農業（販売・加工等を含む。）に従事している者をいう。以下同じ。）が5名以上であるこ

と。

- (7) その構成員（構成員が個人である場合にはその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 事業の取組

本事業において対象となるのは、持続的な種子生産の確立に向けて、異種、異形株の抜取りや収穫・調製作業など種子生産特有の作業負担の軽減につながる技術の実証等のため、以下の各事業メニューのすべてを実施するものとする。

(1) 検討会の開催等

種子生産の省力化に向けた効果的な実証となるよう、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとし、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を開催するものとする。

(2) 種子生産の省力化に資する実証

(1)による検討会による検討を受け、実施する必要な現地試験や技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、種子生産の省力化を図る上での課題の解決に資する取組を行うものとする。

(3) 実証結果の普及

(2)で行った取組について、地域等での普及啓発を行うため、会議等における発表・報告、実証の成果をまとめたマニュアルの作成・配布等により、関係者への実証結果の普及を行うものとする。

3 成果目標

(1) 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から、実証内容に沿ったものを1つ設定するものとする。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・一般種子生産の10a当たりの労働時間を直近5年間の労働時間の平均と比較して10.0ポイント以上削減

ただし、実証する技術等が原原種または原種生産にも適用可能な場合には、原原種等を対象として地域に導入することができるものとする。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施計画に定めた事業最終年度またはその翌年度とする。

第2 補助要件

- 1 事業の対象となる作物の範囲は、水稻、麦類、豆類の種子とする。
- 2 事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から翌々年度までの3年以

内とし、事業実施計画の実施スケジュールに定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

- 3 交付の対象となる期間は、補助金の交付の決定があった年度の4月1日から3月31日までとする。
- 4 補助対象経費は、種子生産の省力化等に向けた新たな技術の実証等に要する次の経費のうち別紙2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。
 - (1) 種子生産の省力化等に向けた検討会の開催等にかかる経費。
 - (2) 実証ほ場の設置・運用経費、新たな技術導入に要する資材費、作業機械の改良費、作業機械の借上げに要する経費調査費、栽培技術指導及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - (3) 栽培実証に必要となる栽培管理費及び原原種等の種子代、肥料や農薬等の生産資材費。
 - (4) 種子生産の省力化等につながる技術等のマニュアルの作成にかかる経費。
 - (5) その他、種子生産の省力化につながる新たな生産体系の構築に必要な経費。
- 5 補助率は定額とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。
- 6 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等ができるものとする。

なお、この場合4の(2)にかかる経費のうち生産資材費については、実証の目的とは直接関係ない一般的な栽培に要する資材にかかるものについては補助対象としない。
- 7 実施要領第10の1において定めるチェックシートについては、実施要領別記様式9号（農業者向け、民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募にかかる要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）

を、農産局長が別に定める選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

(2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査したうえで、農産局長に提出するものとする。

(3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができるものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

第4 留意事項

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、当該技術の導入による省力化の効果について要因の分析を行った資料を作成し、事業実施状況報告書に添付するものとする。なお、期待される省力化効果が表れなかった場合には、その要因について詳細に分析を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第1の3の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。
- 4 国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。
- 5 事業実施主体は、種子の生産に当たっては、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第933号）」を順守するものとする。また、生産のほか、登録品種や種子の販売等を行う場合においては、種苗法の関係規定を順守するものとする。